

公益財団法人全日本柔道連盟 認証柔道衣等の規格検査手続きに関する規則

（目的）

第1条 この規則は、「柔道衣および帯の認証制度に関する規程」に基づき、柔道衣（上衣、下穿）および帯（以下、「柔道衣等」という。）規格の検査手続きについて定める。

（検査申請）

第2条 柔道衣等を製造または販売しようとする者（以下、「柔道衣製造者等」という。）は、所定の申請様式（別紙1）により、本連盟に対し申請する。

（検査日程）

第3条 本連盟は、指定検査機関と検査日程の確認を行い、柔道衣製造者等に通知する。

（検査用サンプル品の提出）

第4条 柔道衣製造者等は、本連盟から検査日程の通知を受けたのち、検査対象となる以下の検査用サンプル品を提出する。

（本連盟と指定検査機関の両者に送付する品）

- ・柔道衣（白、青）180cm サイズの上衣、下穿 1着
- ・帯（黒、白）長さ約2 m50cm～3 m 1本

（指定検査機関のみに送付する品）

- ・上衣刺し子部分の反物（生地）サイズは長さ1.5m、幅は反物の幅

2. 本連盟に送付された検査用サンプル品の所有権は、受領した時点で本連盟に移転し、返還しない。なお、本連盟は、検査の可否にかかわらず受領日から5年間保管し、保管期間経過後、本連盟の判断で柔道普及等のために寄贈、または処分することができる。

（検査料）

第5条 柔道衣製造者等は、事前に指定検査機関の定めた検査料を指定検査機関に支払う。

- ・上衣1着につき 100,000 円（消費税別）
- ・下穿1着につき 50,000 円（消費税別）
- ・帯1本につき 35,000 円（消費税別）

2. 「柔道衣および帯の認証制度に関する規程」で定める、一部項目のみの検査に係る検査料は指定検査機関が別途定める。

（検査の実施）

第6条 指定検査機関は、柔道衣製造者等から送付された検査用サンプル品と検査料の入金を確認後、検査を実施する。

(検査結果通知)

第7条 検査結果は、指定検査機関から本連盟および柔道衣製造者等に通知される。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、会長の決裁を経て行う。

附則

1. 平成22年12月に「柔道衣および帯規格検査手続き要領」を制定し、施行する。
2. 本要領は、令和3年2月22日から一部改正して、「認証柔道衣等の規格検査手続きに関する規準」として施行する。
3. 本規準は、2026年（令和8年）9月17日から一部改正して、「認証柔道衣の規格検査手続きに関する規則」として施行する。

(別紙 1) 所定申請様式

年 月 日

公益財団法人全日本柔道連盟 御中

申請企業名

代表者名

(公印略)

全日本柔道連盟 柔道衣および帯の認証登録に関する申請書

全日本柔道連盟 柔道衣および帯の認証制度に関する規程並びに関連規程類に従い、下記製品の規格適合検査及び認証登録申請をいたします。

1. 申請企業名			
2. 所在地		〒	
3. 電話番号			
4. メールアドレス			
5. 担当者	部署・役職名		
	氏 名		
6. 申請区分		下記の区分、白柔道衣（ＪＵ番号）、青柔道衣（ＪＵＢ番号）、帯（黒・白）のいずれかに○印	
		【 】 白柔道衣（ＪＵ番号）	
		【 】 青柔道衣（ＪＵＢ番号）	
		【 】 帯（黒・白）	
7. 申請製品	種別	製品名	製品番号
	上衣		
	下穿		
	帯（黒）		
	帯（白）		
8. 添付書類		関連資料などデータを添付してください。新規の法人が申請する場合は法人概要と反社会的勢力排除に関する誓約書を添付してください。	
9. その他 (連絡事項)			

※本連盟に送付された検査用サンプル品の所有権は、受領した時点で本連盟に移転し、返還しないものとさせていただきます。